

丹監委第 49 号
令和4年8月22日

代表請求人 ■■■■■ 様

丹波市監査委員 竹 村 安 彦

丹波市監査委員 垣 内 廣 明

住民監査請求に係る審査結果について

令和4年7月11日付け丹監委第26号で受付した住民監査請求については、要件審査の結果、別紙決定書のとおり決定したので通知します。

住民監査請求に係る決定書

第1 主 文

代表請求人 丹波市 [REDACTED] [REDACTED] 氏外 11 名の令和 4 年 7 月 11 日付け住民監査請求は、これを却下する。

第2 理 由

地方自治法第 242 条第 1 項は、住民が、市長、委員会、委員、職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときに、監査委員に監査を求め、市の被った損害に対して必要な措置を講じることが請求することができる住民監査請求について規定している。また、同条第 2 項は、「前項の規定による請求は、当該行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、期間制限について規定している。

本件請求における請求人の主張は、先に別人から提出された市有財産の売却に係る住民監査請求の監査結果に対して、監査委員が行った監査が不十分であるとして、再監査を求めていることにほかならず、住民監査請求の要件である財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を主張するものではない。

市有財産の売却については、令和 3 年 6 月 22 日付けの市有財産売買契約書により成立していることから、本件請求日は財務会計上の行為のあった日から 1 年の請求期限を経過している。また、請求期限を経過していることについての正当な理由の主張もない。

よって、本件請求は、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を具備しておらず、不適法な請求であることから、主文のとおり決定する。